

矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年6月22日(水)午後1時30分から

2 開催場所 矢巾町役場 2-2会議室

3 出席委員(15人)

会長	16番	米倉孝一
会長職務代理者	15番	藤原由明
委員	1番	佐々木昭英
	2番	白澤和実
	3番	中川和則
	4番	阿部江利子
	5番	藤原弘也
	6番	藤原幸藏
	7番	藤井 満
	8番	藤原啓師
	9番	吉田 力
	10番	川村良道
	11番	村松とも子
	13番	白澤克美
	14番	川村和男

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会議書記の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	業務の経過報告
日程第5	報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第6	報告第2号 専決処理事項報告について
日程第7	議案第1号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について
日程第8	議案第2号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について
日程第9	議案第3号 相続税の納税猶予に係る適格者証明申請に対する許否決定について
日程第10	議案第4号 令和元年度矢巾町農業委員会活動の点検・評価について

- 日程第 1 1 議案第 5 号 令和 2 年度矢巾町農業委員会活動計画について
日程第 1 2 議案第 6 号 農業委員会事務局職員の任免の許否決定について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 保
主 査 煙山 裕
主 事 藤原 佳芳里

6 会議の概要

議 長	<p>ただいまから令和2年第6回矢巾町農業委員会総会を開会します。</p> <p>5月1日から庁内クールビズを実施しておりますので、暑い場合には上着をお脱ぎいただいても結構でございます。</p> <p>なお、本日の総会は、新型コロナウイルス感染症予防のため、事前に議案書を送付しておりますので、議題についての朗読を省略し、時間短縮により進行いたします。</p> <p>質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくをお願いします。</p> <p>本日の会議に12番佐藤俊孝委員が欠席する旨連絡がありましたため、ただいまの出席委員は15名であります。あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	それでは当職より指名します。5番藤原弘也委員、6番藤原幸藏委員、7番藤井満委員をお願いいたします。
議 長	<p>日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	それでは、当職より指名いたします。農業委員会事務局、煙山裕主査をお願いします。
議 長	日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

	(「異議なし」の声あり)
議 長	それでは、本日1日と決めます。
議 長	<p>日程第4、業務の経過報告ですが、主なものについて当職よりご説明いたします。</p> <p>5月26日、令和2年度盛岡地方農業委員会連絡協議会会長会議がございました。これは、農業会議の役員の人事、その他に係る会議でございました。</p> <p>6月3日、令和2年度矢巾町議会定例会6月会議がありまして、これは後程、全員協議会にて局長より説明を申し上げます。</p> <p>6月18日は、市町村農業委員会会長・事務局長合同研修会がございまして、人・農地プランの実質化に係る研修を受けてまいりました。以上でございます。</p>
議 長	<p>なお、その他につきましては、あらかじめお配りしておりでございます。何か質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	では、次に進みます。
議 長	日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。
議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	では次に進みます。
議 長	日程第6、報告第2号、専決処理事項報告について、を議題といたします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。
議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	では次に進みます。

議 長	日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	この案件につきましてお手元の別添「農地法第3条調査書」をご覧ください。こちらをご覧くださいまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから許可要件の全てを満たしているものと考えております。以上でございます。
議 長	それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。 (「なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。 議案第1号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員ですので、許可することに決めます。 次に進みます。
議 長	日程第8、議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、を議題といたします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。

事務局	<p>議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、番号1の案件の申請位置でございますが、次のページをご覧ください。申請位置は、役場の西側約1.5kmに位置しておりまして、東側は町道耳取6号線に隣接しております。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地でございますので第1種農地でございます。</p> <p>続きまして、番号2の案件の申請位置でございますが、次のページ申請位置2をご覧ください。申請位置は役場の北側約1.6kmに位置しておりまして、南側50mには町道乙茂線が東西に横断しております。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地でございますので第1種農地でございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>6月15日に適用外証明現地調査を行った、6番藤原幸藏委員、11番藤村松とも子委員のどちらかより調査結果を報告願います。</p>
6 番	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、6番藤原委員。</p>
6 番	<p>はい、6番藤原です。</p> <p>まず、番号1の案件ですが、当該土地は、昭和40年に農業用施設そして建設され、その後、平成17年に耕作をやめてからは、物置として利用されてきました。この度、地目を確認したところ、農地であることが判明し、20年以上前からの案件であり、農地としての現状回復は著しく困難です。意図的な違反転用ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、止むを得ないと判断します。</p> <p>当日、〇〇〇〇〇さん側と〇〇の土地家屋調査士が共に来まして現地を確認していきました。</p> <p>番号2の案件ですが、〇〇〇〇〇〇の東側であります。</p> <p>当該土地は、昭和42年から〇〇〇〇として利用され、この度、境界査定により、隣地の土地の一部が工場敷地内に含まれていることが判明しました。</p> <p>この度の〇〇〇〇の基盤整備に係る境界査定で写真のスズランテープの部分までが農地であることが判明し、フェンスの部分が農地に食い込んでおります。また、基盤整備はフェンスに沿って行うとのことでした。</p> <p>20年以上前からの案件であり、農地としての原状回復は著しく困難です。意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、止むを得ないと判断します。</p>

議 長	<p>その他、補足説明がありましたら説明願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、証明を許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、証明を許可することに決します。</p> <p>次に進みます。</p>
議 長	<p>日程第9、議案第3号、相続税の納税猶予に係る適格者証明申請に対する許否決定について、を議題とします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>議案第3号、相続税の納税猶予に係る適格者証明申請に対する許否決定について、この案件は、農地の相続人が引き続き農業を行うことを前提に、相続税の納税を猶予するものです。こちらの相続人は農地中間管理事業により一部の農地を地域の法人に対して貸借しておりますが、農地中間管理事業による貸借は特定貸付けにあたり、貸借をしたままでも納税猶予を受けられるものでございます。以上でございます。</p>

議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第3号、相続税の納税猶予に係る適格者証明申請に対する許否決定について、議案のとおり証明を許可する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、議案のとおり証明を許可することに決します。次に進みます。</p>
議 長	<p>日程第10、議案第4号、令和元年度矢巾町農業委員会活動の点検・評価について、を議題とします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。</p>
議 長	<p>議題について、事務局より説明させます。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>議案第4号について補足説明をいたします。この「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」についてですが、これは農業委員会等に関する法律及び同施行規則により公表を義務付けられているもので、農水省からの通知で定められた様式に従って作成して、町ホームページで公表するものでございます。</p> <p>まずローマ数字の1番「農業委員会の状況」についてですが「1 農業の概要」の数値は、それぞれ農林業センサスや耕地及び作付面積統計の数値を記載しております。</p> <p>続きまして、ローマ数字の2番「担い手への農地の利用集積・集約化」についてですが、昨年度までは、法人化されていない営農組合の面積が含まれておりません</p>

	<p>でしたが、担い手の定義の中に集落営農組織が含まれていることから、今年度より数値を訂正しております。</p> <p>ページをめくっていただきまして、ローマ数字の3番「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてですが、1経営体0.5haの参入を目標としておりましたが、令和元年度の新規参入はありませんでした。</p> <p>続きまして、ローマ数字の4番「遊休農地に関する措置に関する評価」についてですが、0.20haの解消を目標としておりましたが、令和元年度の実績はゼロとなっております。なお、こちらの「管内の農地面積」が他の項目の「管内の農地面積」の数値と異なっているのは、米印1にも書いてあるとおり、通常の耕地面積に遊休農地の面積を足した数値となっているためでございます。</p> <p>ページをめくっていただきまして、ローマ数字の5番「違反転用への適正な対応」についてですが、令和元年度中の増減は0.0haとなっております。</p> <p>続きまして、ローマ数字の6番「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」についてですが、農地法第3条許可、農地転用許可申請に対する意見決定、農地所有適格法人からの報告、賃借料情報等の提供等について実績を記載しております。以上でございます。</p>
議 長	それでは質疑に入ります。質疑ありませんか。
8 番	はい、議長。
議 長	はい、8番藤原委員。
8 番	はい、8番藤原です。ローマ数字1番「農業委員会の状況（令和2年3月31日現在）」の「1 農業の概要」にある田についてですが、耕地面積が2,460㎡、農地台帳面積が2,415㎡とありますが、台帳面積より耕地面積が若干多いのはなぜですか。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	はい、8番藤原委員の質問にお答えいたします。耕地面積につきましては、作付面積の合計で載せております。台帳面積につきましては、確認し後刻答弁とさせていただきます。以上でございます。

議 長	<p>あとは、ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ローマ数字4番「遊休農地に関する措置に関する評価」の「3 2の目標の達成に向けた活動」についてですが、活動実績の調査員数が2人となっておりますが、もっと多いような気がしますが、よろしいのですか。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>数字の誤りか確認し、後刻答弁とさせていただきます。以上でございます。</p>
議 長	<p>あとは、ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>日程第10、議案第4号、令和元年度矢巾町農業委員会活動の点検・評価について、後刻答弁としていたため、休憩をお願いします。</p>
議 長	<p>ここで、休憩といたします。</p> <p>休 憩 13時55分 再 開 14時12分</p>
議 長	<p>再開します。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>

事務局	<p>日程第 10、議案第 4 号、令和元年度矢巾町農業委員会活動の点検・評価のローマ数字の 1 番「農業委員会の状況（令和 2 年 3 月 31 日現在）」の「1 農業の概要」にある田について、耕地面積と農地台帳面積が異なっていることの耕地面積が農地台帳面積より多い件についてですが、農地台帳面積については、現況の面積であり登記の面積ではございません。実際に田として登記されている面積はもう少し多くなるかと思われます。耕地面積につきましては、耕地及び作付面積統計における面積を記入しておりますので、統計の集計の仕方により数に多少のずれが生じているのかと思われます。このずれについては、今後、原因を調査しつつ訂正していきたいと思えます。</p> <p>ローマ数字 4 番「遊休農地に関する措置に関する評価」の「3 2 の目標の達成に向けた活動」についてですが、活動実績の農地利用状況調査の調査員数ですが、こちらの方は営農組合の人数が入っておりませんでしたので、27 人に訂正をお願いいたします。以上でございます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>補足でございますが、耕地面積につきましては米印 1 に書いております、耕地及び作付面積統計の平成 30 年度の数字を用いています。農地台帳面積は農業委員会のある農地台帳の現況の面積となっております。以上でございます。</p>
議長	<p>あとは、ございませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議長	<p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第 4 号、令和元年度矢巾町農業委員会活動の点検・評価について、承認する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>（賛成者挙手）</p>

議 長	<p>挙手全員ですので、承認することに決めます。 次に進みます。</p>
議 長	<p>日程第 11、議案第 5 号、令和 2 年度矢巾町農業委員会活動計画について、を議題とします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。</p>
議 長	<p>議題について、事務局より説明させます。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>議案第 5 号について補足説明をいたします。この「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」についてですが、これは議案第 4 号と同様に作成して町ホームページで公表するものでございます。</p> <p>まずローマ数字の 1 番「農業委員会の状況」についてですが、議案第 4 号と同様な基準で記載しております。ページをめくっていただきまして、ローマ数字の 2 番「担い手への農地の利用集積・集約化」についてですが、令和 2 年度は 10ha の新規集積を目標といたします。</p> <p>続きまして、ローマ数字の 3 番「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」についてですが、令和 2 年度は 1 経営体 0.5ha の参入を目標といたします。</p> <p>続きまして、ローマ数字の 4 番「遊休農地に関する措置」についてですが、令和 2 年度は 0.2ha の解消を目標といたします。</p> <p>続きまして、ローマ数字の 5 番「違反転用への適正な対応」についてですが、数値としての目標は様式に定められてはおりませんが、農地パトロールによる経過観察や農地所有者に対して個別に改善を促していくことといたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
8 番	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、8 番藤原委員。</p>

8 番	はい、8 番藤原です。ローマ数字の 1 番「農業委員会の状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）」について「2 農業委員会の現在の体制」で農業委員数は 16 名とありますが、下の内訳の合計は 15 になっていて合わないのはなぜですか。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	はい、8 番藤原委員の質問にお答えいたします。正しくは認定農業者に準ずる人が 6 人となります。修正をお願いいたします。以上お答えといたします。
議 長	あとは、ございませんか。 （「なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。 （「なし」の声あり）
議 長	討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。 議案第 5 号、令和 2 年度矢巾町農業委員会活動計画について、妥当な計画であるとして承認する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員ですので、妥当な計画であるとして承認することに決します。 次に進みます。
議 長	日程第 12、議案第 6 号、農業委員会事務局職員の任免について、を議題といたします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	はい、議案第 6 号につきましては、農業委員会事務局職員の任命について、1 番

	<p>の令和2年6月19日付けで退職した者に〇〇〇〇さんが入っております。</p> <p>2番の令和2年7月1日付けで農業委員会事務局勤務を命ずる者に事務補助員として〇〇〇〇さんを農業委員会の事務局としてお願いすることとなります。よろしくお願いいたします。以上でございます。</p>
議 長	<p>これについては人事案件ですので、質疑討論を省略して挙手により表決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは、挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第6号、農業委員会事務局職員の任免について、原案のとおり決するに同意する委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、原案のとおり決します。</p> <p>以上で議事のすべてを終了しましたので、総会は閉会といたします。</p> <p>みなさま、大変お疲れ様でした。</p> <p>終了 14時20分</p>

以上は、令和2年6月22日、矢巾町役場2-2会議室において開催された、令和2年第6回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長 _____

議事録署名委員 5番 _____

〃 6番 _____

〃 7番 _____